

京都市告示第104号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 4月18日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大枝49号線	西京区大枝沓掛町16番地の8地先から 同区大枝西長町6番地の22地先まで	平成25年4月21日 午前10時
大枝50号線	西京区大枝西長町6番地の21地先から 同町6番地の12地先まで	〃
大枝52号線	西京区大枝西長町4番地の76地先から 同町4番地の14地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)